

重 要 事 項 説 明 書

		記入年月日	2025/10/1
記入者名		所属・氏名	

1. 事業主体概要

(1)事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先				
①事業主体の名称	法人等の種類	なし	あり	営利法人
	名称	(ふりがな) かぶしきがいしや にちいがっかん 株式会社 ニチイ学館		
②事業主体の主たる事務所の所在地	〒101-8688	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地		
③事業主体の連絡先	電話番号	03-5834-5100		
	FAX番号	03-3253-3125		
	ホームページアドレス	なし		
		あり: http://www.nichiigakkan.co.jp		
(2)事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	中川 創太		
	職名	代表取締役		
(3)事業主体の設立年月日	昭和48年8月2日			

(4)事業主体が神戸市内で実施する他の介護サービス			(2025年11月1日現在)	
介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし	ニチイケアセンター 舞子	兵庫県神戸市垂水区西舞子2丁目14番23号
			ニチイケアセンター 鈴蘭台	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町1丁目13番20号サンハイツ北町B棟101
			ニチイケアセンター 湊川	兵庫県神戸市兵庫区上沢通 1丁目 1番 9号 グランデール丸文 1階
			ニチイケアセンター 甲南山手	兵庫県神戸市東灘区森南町1-13-4 甲南山手岡本ビル2F
			ニチイケアセンター 灘	兵庫県神戸市灘区森後町2丁目1-9 グランディアみなと六甲館4F
			ニチイケアセンター 垂水	兵庫県神戸市垂水区陸ノ町1-2 サン&サンビル402号室
			ニチイケアセンター 三宮	兵庫県神戸市中央区御幸通5-2-5御幸通ビル
			ニチイケアセンター 本山	兵庫県神戸市東灘区甲南町2丁目5番16-103
			ニチイケアセンター 西神南	兵庫県神戸市西区井吹台東町1-1-1西神南センタービル3F
			ニチイケアセンター 神戸駅前	兵庫県神戸市中央区多聞通4-1-3 中山ビル3F
			ニチイケアセンター 須磨	兵庫県神戸市須磨区千歳町4丁目1-12 S.Kビル1F
			ニチイケアセンター 長田	兵庫県神戸市長田町8-1-9
			ニチイケアセンター 妙法寺	兵庫県神戸市須磨区横尾1-8リファール横尾業務棟2階
			ニチイケアセンター 板宿	兵庫県神戸市須磨区大黒町3-4-11小角ビル 201号
			ニチイケアセンター 塩屋	兵庫県神戸市垂水区塩屋町4丁目16番10号
			ニチイケアセンター 御影中町	兵庫県神戸市東灘区御影中町3-1-19第二宝盛ビル 3F
			ニチイケアセンター 新長田	兵庫県神戸市長田区大橋町2-1-15
			ニチイケアセンター 東神戸	兵庫県神戸市灘区岸地通5丁目2番3号アメニティビル201号
			ニチイケアセンター 谷上	兵庫県神戸市北区谷上西町27-2 谷上ハイツ201号室

			ニチイケアセンター 兵庫みさき	兵庫県神戸市兵庫区出在家1丁目2-5 丸山中之島ビル207号室
訪問入浴介護	あり	なし	ニチイケアセンター 西神戸	兵庫県神戸市垂水区西舞子 2-12-53サンマリン舞子 1F
			ニチイケアセンター 東神戸	兵庫県神戸市灘区岸地通5丁目 2番3号アメニティビル201号
訪問看護	あり	なし	ニチイケアセンター 東神戸 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区岸地通5丁目 2番3号アメニティビル201号
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	ニチイケアセンター 神戸西舞子	兵庫県神戸市垂水区西舞子2丁目10番37号
			ニチイケアセンター 神戸摩耶	兵庫県神戸市灘区味泥町4番19号
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型サービス>				
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	ニチイケアセンター 西神戸	兵庫県神戸市垂水区西舞子 2-12-53サンマリン舞子 1F
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	ニチイケアセンター 神戸西代	兵庫県神戸市長田区西代通4丁目7番1号
			ニチイケアセンター 神戸松宮台	兵庫県神戸市北区松宮台2丁目1-3
			ニチイケアセンター 神戸霞ヶ丘	兵庫県神戸市垂水区歌敷山1丁目1-46
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	ニチイケアセンター 鈴蘭台	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町1丁目13番20号サンハイツ北町B棟101
			ニチイケアセンター 東神戸	兵庫県神戸市灘区岸地通5丁目 2番3号アメニティビル201号
			ニチイケアセンター 塩屋	兵庫県神戸市垂水区塩屋町4丁目16番10号
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	ニチイケアセンター 西神戸	兵庫県神戸市垂水区西舞子 2-12-53サンマリン舞子 1F

			ニチイケアセンター 東神戸	兵庫県神戸市灘区原田通3丁目 6-8
介護予防訪問看護	あり	なし	ニチイケアセンター 東神戸 訪問看護ス テーション	兵庫県神戸市灘区岸地通5丁目 2番3号アメニティビル201号
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	ニチイケアセンター 東神戸 訪問看護ス テーション	兵庫県神戸市灘区岸地通5丁目 2番3号アメニティビル201号
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	ニチイケアセンター 神戸西舞子	兵庫県神戸市垂水区西舞子2丁 目10番37号
			ニチイケアセンター 神戸摩耶	兵庫県神戸市灘区味泥町4番19 号
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	ニチイケアセンター 長田	兵庫県神戸市長田区長田町8丁 目1-9
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	ニチイケアセンター 長田	兵庫県神戸市長田区長田町8丁 目1-9
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	ニチイケアセンター 神戸西代	兵庫県神戸市長田区西代通4丁 目7番1号
			ニチイケアセンター 神戸松宮台	兵庫県神戸市北区松宮台2丁目 1-3
			ニチイケアセンター 神戸霞ヶ丘	兵庫県神戸市垂水区歌敷山1丁 目1-46
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		
<介護予防・日常生活支援事業>				
訪問型サービス	あり	なし	ニチイケアセンター 舞子	兵庫県神戸市垂水区舞子台 5-1-19
			ニチイケアセンター 鈴蘭台	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町1 丁目13番20号サンハイツ北町B 棟101
			ニチイケアセンター 湊川	兵庫県神戸市兵庫区上沢通 1 丁目 1番 9号 グランデール丸文 1 階
			ニチイケアセンター 甲南山手	兵庫県神戸市東灘区森南町 1-13-4 甲南山手岡本ビル2F
			ニチイケアセンター 灘	兵庫県神戸市灘区森後町2丁目 1-9 グランディアみなと六甲館4F

			ニチイケアセンター 垂水	兵庫県神戸市垂水区陸ノ町1-2 サン&サンビル402号室
			ニチイケアセンター 三宮	兵庫県神戸市中央区御幸通 5-2-5御幸通ビル
			ニチイケアセンター 本山	兵庫県神戸市東灘区甲南町2丁 目5番16-103
			ニチイケアセンター 西神南	兵庫県神戸市西区井吹台東町 1-1-1西神南センタービル3F
			ニチイケアセンター 神戸駅前	兵庫県神戸市中央区多聞通4- 1-3 中山ビル3F
			ニチイケアセンター 須磨	兵庫県神戸市須磨区千歳町4丁 目1-12 S.Kビル1F
			ニチイケアセンター 長田	兵庫県神戸市長田町8-1-9
			ニチイケアセンター 妙法寺	兵庫県神戸市須磨区横尾1-8 リファール横尾業務棟2階
			ニチイケアセンター 板宿	兵庫県神戸市須磨区大黒町 3-4-11小角ビル 201号
			ニチイケアセンター 塩屋	兵庫県神戸市垂水区塩屋町4丁 目16番10号
			ニチイケアセンター 御影中町	兵庫県神戸市東灘区御影中町 3-1-19第二宝盛ビル 3F
			ニチイケアセンター 新長田	兵庫県神戸市長田区大橋町 2-1-15
			ニチイケアセンター 東神戸	兵庫県神戸市灘区岸地通5丁目 2番13号 アメニティビル201号
			ニチイケアセンター 兵庫みさき	兵庫県神戸市兵庫出在家町1丁 目2-5 丸西中之島ビル207号 室
			ニチイケアセンター 谷上	兵庫県神戸市北区谷上西町 27-2 谷上ハイツ201号室
通所型サービス	あり	なし		

※ 上記は兵庫県神戸市内で実施する介護サービス事業所を記載しています。
神戸市外の全国の事業所数は別紙のとおりです。

2. 施設概要

(1)施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先		
①施設の名称	(ふりがな) にちいけあせんたーこうべまや (仮称)ニチイケアセンター神戸摩耶	
②施設の所在地	〒657-0851 兵庫県神戸市灘区味泥町4番19号	
③施設の連絡先	電話番号	078(801)0022
	FAX番号	078(801)0091
	ホームページ	なし
	アドレス	☒ : http://www.nichiigakkan.co.jp
(2)施設の開設年月日		平成24年11月1日
(3)施設の管理者の氏名 及び職名	氏名	田頭 孝治
	職名	管理者
(4)施設までの主な利用交通手段		
阪神電鉄 西灘駅 徒歩5分		
(5)施設の類型及び表示事項	○類型 : 介護付有料老人ホーム(一般型特定施設入居者生活介護) ○居住の権利形態 : 利用権方式(※) ※ 医療機関への長期入院による治療が必要となるような身体状況になった場合、またはお客様が入居中に医療行為が必要になり、ホームの人員体制では対応が困難であると判断した場合には、お客様・身元引受人様と相談の上、ご退居頂くことがあります。 ○利用料の支払い方式 : 月払い方式 ○入居時の要件 : 入居時自立・要支援・要介護 ○介護保険 : 兵庫県指定介護保険特定施設(一般型特定施設) ○介護居室区分 : 全室個室 ○介護に関わる職員体制 : 2.5 : 1	
(6)介護保険事業所番号	2870202120	
(7)特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日、指定又は許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその年月日)		
①事業の開始(予定)年月日	平成24年11月1日	
②指定の年月日	平成24年11月1日	
③指定の更新年月日	令和6年11月1日	

3. 従業者に関する事項

(1) 職種別の従業者の人数及びその勤務形態

① 有料老人ホームの人数及びその勤務形態

実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長		1			1	1
生活相談員	1				1	1
看護職員		1		5	6	3.4
介護職員	3	2	26		31	21.2
機能訓練指導員		1		5	6	3.4
計画作成担当者		1			1	1
栄養士					外部委託	
調理員					外部委託	
事務員	1				1	1
その他従業者					4	4

② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数

40時間

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

③ 従業者である介護職員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士				
介護福祉士	3	2	10	
介護職員基礎研修				
訪問介護員1級				
2級				
3級				
介護支援専門員		1		

④ 従業者である機能訓練指導員が有している資格

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				
看護師及び准看護師		1		5
柔道整復士				
あん摩マッサージ指圧師				

⑤ 夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数

最少時の人数(宿直の従事者を除いた人数)	2
平均時の人数	2

⑥特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員	1				1	1
看護職員		1		5	6	3.4
介護職員	3	2	26		31	21.2
機能訓練指導員		1		5	6	3.4
計画作成担当者		1			1	1
その他従業者						
⑦1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40時間
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
⑧従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士						
介護福祉士	3	2	8			
介護職員基礎研修						
訪問介護員1級						
2級						
3級						
介護支援専門員		1				
⑨従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士						
作業療法士						
言語聴覚士						
看護師及び准看護師		1		5		
柔道整復士						
あん摩マッサージ指圧師						
⑩管理者の他の職務との兼務の有無						
管理者が有している当該業務に係る資格等	なし	あり	資格等の名称 介護福祉士			
⑪特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合						2.5 : 1

(2)従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等						
	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		1		9		
前年度1年間の退職者数						
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数		1		9		
1年以上3年未満の者の人数	1	3		2		
3年以上5年未満の者の人数		1	1	10		
5年以上10年未満の者の人数			2	2		
10年以上の者の人数					1	
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度1年間の採用者数		1				
前年度1年間の退職者数						
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数		1				
1年以上3年未満の者の人数	1	3	1			
3年以上5年未満の者の人数	1					
5年以上10年未満の者の人数						
10年以上の者の人数						
(3)従業者の健康診断の実施状況				なし	あり	

4. サービスの内容

(1)施設の運営に関する方針			
1. 自立した生活が困難になったお客様に対して、心身の状態に合わせた個別の介護計画を作成し、家庭的な環境の下で食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練等必要なサービス提供する。 2. 可能な限り自立した生活が送れるように“自立支援”をサービスの基本とし、お客様の意志及び人格を尊重しお客様の立場に立った適切なサービス提供に努める。 3. ホーム完結型にならないように関係市町村や他の施設・団体・ボランティア福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、地域を生活圏とした社会生活上の便宜を図る。			
(2)介護サービスの内容、利用定員等			
①個別機能訓練の実施(介護報酬の加算)の有無	なし		あり
②夜間看護体制加算(介護報酬の加算)の有無	なし		あり
③人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし		あり
④利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別 紙		
⑤口腔衛生管理体制加算(介護報酬の加算)の有無	なし		あり
⑥口腔・栄養スクリーニング加算(介護報酬の加算)の有無	なし		あり
⑦退院・退所時連携加算(介護報酬の加算)の有無	なし		あり
⑧科学的介護推進体制加算(介護報酬の加算)の有無	なし		あり
⑨協力医療機関	おおた内科医院		
(協力の内容)			
○診療科目:内科・胃腸科・リハビリテーション科 ○協力内容:往診対応、健康相談、医療相談			
⑩協力歯科医療機関	なし	あり	その名称 山口歯科診療所
(協力の内容)			
○診療科目:歯科 ○協力内容:往診対応、健康相談、医療相談			
⑪協力医療機関	金沢病院		
(協力の内容)			
○診療科目:内科・外科・整形外科・脳外科・眼科・心療内科 ○協力内容:緊急対応、入院対応、健康相談、医療相談			
⑫協力医療機関	神戸労災病院		
(協力の内容)			
○診療科目:内科・外科・整形外科・循環器内科、等 ○協力内容:緊急対応、入院対応、健康相談、医療相談			
⑬要介護時における居室の住み替えに関する事項			
(ア)要介護時に介護を行う場所			
原則、介護・介護予防は居室にて対応致します。			

(イ)入居後に居室を住み替える場合			
(i)一時介護室へ移る場合			
判断基準・手続について			
(その内容) お客様に一時的な介護等が必要となった場合には、一時介護室で介護等を行う場合があります。			
追加的費用の有無		なし	あり
居室利用権の取扱い			
(その内容) 利用権は継続します。			
入居一時金償却の調整の有無		なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無		なし	あり
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無		なし	あり
浴室の変更の有無		なし	あり
洗面所の変更の有無		なし	あり
台所の有無		なし	あり
その他の変更の有無		なし	あり
(その内容) なし			
(ii)介護居室へ移る場合			
判断基準・手続について			
(その内容) お客様が介護居室に移り介護等を受けながら日常生活を営むことが必要となった場合には、次の手続きを経て、居室を変更する場合があります。 (1)緊急やむを得ない場合を除いて変更前に3ヶ月程度の観察期間を設ける。 (2)ホームの指定する医師の意見を聞く。 (3)お客様及びその身元引受人等の同意を得る。 (4)住み替え後の居室及び介護等の内容、住み替え後の権利等について、お客様及び身元引受人等へ説明を行う。			
追加的費用の有無		なし	あり
居室利用権の取扱い			
(その内容) 新たに利用する居室へ利用権が移行します。			
入居一時金償却の調整の有無		なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無		なし	あり
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無		なし	あり
浴室の変更の有無		なし	あり
洗面所の変更の有無		なし	あり
台所の有無		なし	あり
その他の変更の有無		なし	あり
(その内容) なし			

(iii)その他		なし	あり
判断基準・手続について			
(その内容) お客様の生活の維持及びホーム運営上、支障があり、特別な配慮が必要であると認められた場合、居室を変更する場合があります。その際以下の手続きをとるものとします。 (1) 緊急やむを得ない場合を除いて 変更前に3ヶ月程度の 観察期間を設ける (2) ホームの指定する医師の意見を聞く (3) お客様及びその身元引受人等の同意を得る			
追加的費用の有無		なし	あり
居室利用権の取扱い			
(その内容) 新たに利用する居室へ利用権が移行します。			
入居一時金償却の調整の有無		なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無		なし	あり
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無		なし	あり
浴室の変更の有無		なし	あり
洗面所の変更の有無		なし	あり
台所の有無		なし	あり
その他の変更の有無		なし	あり
(その内容) なし			
⑧施設の入居に関する要件			
自立している者を対象		なし	あり
要支援の者を対象		なし	あり
要介護の者を対象		なし	あり
留意事項	(1) お客様は、概ね60歳以上の方 (2) 自立者、要支援1・2又は要介護1以上の方 (3) 複数入居者による共同生活を営むことに支障がないこと (4) 自傷又は他人へ危害を加える恐れがないこと (5) 常時医療機関等において治療を必要としないこと (6) 暴力団、暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員(以下「反社会的勢力」とします)に該当しない方 (7) 本契約に定める事項を承諾し、ニチイ学館の運営方針に賛同できること		

⑨契約の解除の内容	入居契約書の規定に基づき、以下のとおり対応します。 1. 本契約は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、終了するものとします。 (1)「中途解約」条項に定める解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合 (2)「契約解除」条項に定める契約解除の意思表示がなされた場合 (3)お客様がお亡くなりになられた場合 (4)「反社会的勢力の排除の確認」条項の各号の確約に反する事実が判明した場合、または本契約締結後にお客様または身元引受人が反社会的勢力に該当する者となった場合 2. お客様は、ニチイ学館が次の事項に該当する場合には、前条の規定に関わらず、直ちに本契約を解除することができるものとします。 (1)ニチイ学館が、お客様、そのご家族または身元引受人に対し、不法行為を行った場合 (2)ニチイ学館が、「秘密の保持」条項に定める守秘義務違反をした場合 (3)ニチイ学館が、正当な理由無くサービスの提供を拒否した場合 (4)ニチイ学館が、破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算を申し立て、又は申し立てを受けた場合 (5)本契約締結後にニチイ学館またはその役員が反社会的勢力に該当する者となった場合 (6)前各号の他、お客様又は身元引受人及びニチイ学館との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断される場合 3. ニチイ学館は、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が次の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。 (1)入居申込書及び入居に必要な書類に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した場合 (2)お客様による利用料金の支払いが、正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合 (3)お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、故意にニチイ学館並びにホームの介護従業者及び他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、本契約を継続し難い事情が認められる場合 (4)お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、法令及び本契約の条項に重大な違反を行い、改善の見込みがない場合 (5)伝染性疾患等により、他のお客様の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認めた場合 (6)お客様の行動が、ニチイ学館並びにホームの介護従業者及び他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法では、この行動を防止できないとニチイ学館が判断した場合 (7)お客様が入居中に医療行為が必要になり、関係法令に基づきホームの人員体制では対応が困難であると判断した場合、又は病気治療のため病院もしくは診療所等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合 (8)前号に掲げる場合の他、お客様が2ヶ月以上の長期に亘ってホームを離れることが明らかな場合 (9)前各号の他、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者及びニチイ学館との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断される場合
------------------	---

⑨契約の解除の内容	4. お客様又は身元引受人は、契約の期間中であっても、ニチイ学館に対し、30 日以上前の予告期間を持って書面にて通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。 5. ニチイ学館は、本契約に基づくサービスの提供を維持することが困難と判断すべきホーム運営上のやむなき事情が発生した場合、お客様に対し、原則として 90 日前までに解約の理由を記載した書面をもって通知することにより、本契約を解約することができます。
⑩体験入居の内容	7泊8日77,000円(うち消費税等7,000円)※満室時は非対応。但し、体験入居期間の増減については、一泊あたり11,000円(うち消費税等1,000円)をもって清算することとします。
⑪入居定員	50名
⑫その他	

(3)入居者の状況							
①入居者の人数(報告に関する計画の基準日の前月末日)							
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	
65歳未満	1					1	
65歳以上75歳未満							
75歳以上85歳未満	2	3	1			6	
85歳以上	11	4	5	6		26	
	自立	要支援1	要支援2			合計	
65歳未満							
65歳以上75歳未満							
75歳以上85歳未満		1	1			2	
85歳以上		5	6			11	
②入居者の平均年齢	89.4歳						
③入居者の男女別人数	男性	10		女性	36		
④入居率(一時的に不在となっている者を含む。)					88%		
⑤前年度に退居した者の人数							
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	
自宅等		1				1	
社会福祉施設							
医療機関	2		1	1		4	
死亡者	1		5	3	4	13	
その他							
	自立	要支援1	要支援2			合計	
自宅等		1				1	
社会福祉施設							
医療機関							
死亡者		1				1	
その他							
⑥入居者の入居期間							
入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	
入居者数	6	5	29	3	3		

(4)施設、設備等の状況									
①建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物				なし	あり			
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物				なし	あり			
②居室の状況	区分			室数	人数	1の居室の床面積			
	一般居室個室	あり	なし	10	10	27.00～27.60㎡			
	一般居室相部屋	あり	なし			㎡			
						㎡			
						㎡			
	介護居室個室	あり	なし	40	40	18.00～18.60㎡			
	介護居室相部屋	あり	なし			㎡			
						㎡			
						㎡			
一時介護室	あり	なし	1		15.01㎡				
					㎡				
③共用便所の設置数	3	うち男女別の対応が可能な数			0				
		うち車椅子等の対応が可能な数			3				
④個室の便所の設置数	50	個室における便所の設置割合			100%				
		うち車椅子等の対応が可能な数			50				
⑤浴室の設備状況	浴室の数	個浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴				
		4		2					
その他、浴室の設備に関する事項									
⑥食堂の設備状況									
	入居者等が調理を行う設備状況			なし	あり				
⑦その他、共用施設の設備状況									
	なし	あり	(その内容) 喫煙室・相談室・集会室・家族面談室・災害備蓄倉庫						
⑧バリアフリーの対応状況									
	(その内容) ホーム全体がバリアフリー仕様								
⑨緊急通報装置の設置状況	なし		一部あり		各居室内にあり				
⑩外線電話回線の設置状況	なし		一部あり		各居室内にあり				
⑪テレビ回線の設置状況	なし		一部あり		各居室内にあり				
⑫施設の敷地に関する事項									
	敷地の面積			1974.79㎡					
	事業所を運営する法人が所有		なし	一部あり	あり				
	抵当権の設定		なし	あり					
	貸借(借地)								
	なし	あり	契約期間	始	終				
	契約の自動更新			なし	あり				
⑬施設の建物に関する事項									
	建物の延床面積			2765.37㎡					
	事業所を運営する法人が所有		なし	一部あり	あり				
	抵当権の設定		なし	あり					
	貸借(借家)								
	なし	あり	契約期間	始	終				
	契約の自動更新			なし	あり				

(5)利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

①事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口

窓口の名称	ニチイケアセンター神戸摩耶(事業所内の苦情受付窓口)	
電話番号	078-801-0022	
対応している時間	平日	9:00～18:00
	土曜	9:00～18:00
	日曜・祝日	9:00～18:00
定休日等	なし	

②上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等

窓口の名称	株式会社ニチイ学館神戸支店(ニチイ学館の苦情受付窓口)	
電話番号	078-271-1895	
対応している時間	平日	9:00～17:15
	土曜	なし
	日曜・祝日	なし
定休日等	原則として、土曜日、日曜日、国民の祝祭日、年末年始	
窓口の名称	ニチイコールセンター(ニチイ学館の苦情受付窓口)	
電話番号	0120-605025	
対応している時間	平日	24時間対応
	土曜	24時間対応
	日曜・祝日	24時間対応
定休日等	なし	
窓口の名称	兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	
電話番号	078-332-5617	
対応している時間	月～金曜日	8:45 ～ 17:15
定休日等	祝日 および 12/29～1/3	
窓口の名称	神戸市福祉局 監査指導部	
電話番号	078-322-6242	
対応している時間	平日	8:45 ～ 17:00
定休日等	原則として、土曜日、日曜日、国民の祝祭日、年末年始	
窓口の名称	神戸市生活情報センター	
電話番号	078-371-1221	
対応している時間	平日	9:00 ～ 17:00
定休日等	原則として、土曜日、日曜日、国民の祝祭日、年末年始	
窓口の名称	養介護施設従業者等による高齢者虐待通報専用電話(監査指導部内)	
電話番号	078-322-6774	
対応している時間	平日	8:45～12:00 13:00～17:00

	定休日等	原則として、土曜日、日曜日、国民の祝祭日、年末年始
(6)サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応		
①損害賠償責任保険の加入状況		
	なし	あり (その内容) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

②その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること		
なし	あり	1. ニチイ学館は、お客様に対するサービスの提供に伴って、ニチイ学館の責めに帰すべき事由によりお客様又はご家族の生命、身体、財産又は名誉に損害が発生したときは、速やかに損害を賠償します。但し、お客様に過失のあるときは、ニチイ学館の賠償責任が免除され、又は賠償額が減額されるものとします。 2. ニチイ学館は、ニチイ学館の責めに帰すべからざる事由によりお客様に生じた損害については、損害賠償の責を負わないものとします。とりわけ、以下の事由に該当する場合には損害賠償の責を免れます。 (1) お客様及び身元引受人、ご家族その他ご関係者が、契約締結時にその疾患及び身体等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合 (2) お客様及び身元引受人、ご家族その他ご関係者が、サービス提供のために必要な事項に関する聴取及び確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合 (3) お客様の身体上の素因による急激な体調の変化その他ニチイ学館の提供したサービスを原因としない事由により損害が発生した場合 (4) ニチイ学館が第 18 条第 2 項の規定により管理することとした金銭を除くお客様の金銭その他の財産が、ニチイ学館の責めに帰さない事由により紛失した場合 (5) ニチイ学館が、必要なサービス提供のために、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者の所有物品を通常的使用方法により使用したにも関わらず、当該物品が耐用年数の超過その他の理由により破損した場合 (6) お客様及び身元引受人、ご家族、その他ご関係者が、ニチイ学館及びホームの従業員の指示及び依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合 3. お客様又は身元引受人は、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者の故意又は過失によりホームの居室又は共同の利益に供する場所の備品について通常の保守及び管理の程度を越える補修等が必要となったときは、その費用を負担するものとします。 4. お客様又は身元引受人は、前項に定めるものの他、お客様又は身元引受人、ご家族、その他ご関係者の責めに帰すべき事由によりニチイ学館又はホームの従業員もしくは他のお客様の生命、身体、財産又は信用に損害を及ぼしたときは、その損害賠償の責を追うものとします。
(7)サービスの提供内容に関する特色等		
(その内容) (1) 自立・要支援・要介護状態等にあるお客様が、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、お客様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、お客様又はそのご家族に対し、相談に適切に応じるとともに施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話をを行う。 (2) お客様の心身状況、希望、及び置かれている環境を踏まえ、機能訓練などの目標、また当該目標を達成するための具体的なサービス内容などを記載した施設サービス計画書に基づき、適切な援助を行うよう努める。		

(3) サービスの質向上に努め、介護技術の進歩に対応した適切な介護技術を持ってサービスを提供する。 (4) 安心・安全なサービスを提供するため、互いに理解し、信頼し合える円滑な人間関係の形成に努める。 (5) 国策に参入している自覚を持って業務を遂行し、法令を遵守する。 (6) チームとして介護にあたっていることを自覚し、記録・報告を適切に行ない、一貫性のあるサービスを提供する。 (7) その地域及び地域住民の福祉増進においても貢献していくよう努める。 (8) 地域住民やボランティアが参加しやすい当社サービスを確立する。 (9) お客様の要望に対して、介護保険制度以外の制度や施策、社会資源の情報収集に努め、積極的に活用する。 (10) 社会人として、また介護サービスを提供するものとして、基本的な接遇マナーを実践する。				
(8)利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等				
①利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況				
なし	あり	実施した年月日		
		当該結果の開示状況	なし	あり
②第三者による評価の実施状況				
なし	あり	実施した年月日		
		実施した評価機関の名称		
		当該結果の開示状況	なし	あり

5. 利用料金

(1)年齢により一時金の料金が異なる場合				なし		あり	
(2)一時金に関する費用							
①居室に要する一時金(一般居室や介護居室、共用部分の利用のための家賃相当額に充当されるもの)				なし		あり	
名称							
		最低の額	最高の額	最多価格帯			
	人の入居の場合	円	円	円	戸		
		最低の額	最高の額	最多価格帯			
	人の入居の場合	円	円	円	戸		
		最低の額	最高の額	最多価格帯			
	人の入居の場合	円	円	円	戸		
一時金の償却に関する事項							
償却開始		入居をした月		なし	あり		
		上記以外		(その内容)			
初期償却率(%)							
償却年月数							
解約時返還金の算定方法							
保全措置の実施状況		なし	あり	(その内容)			
②利用者の選定による介護サービス利用料 (人員配置が手厚い場合の介護サービス)				なし		あり	
(「あり」の場合、その内容及び利用料)							
「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠							
				なし		あり	
名称							
一時金の償却に関する事項							
償却開始		入居をした月		なし	あり		
		サービス提供を開始した月		なし	あり		
		上記以外		(その内容)			
初期償却率(%)							
償却年月数							
解約時返還金の算定方法							
保全措置の実施状況		なし	あり	(その内容)			

③利用者の個別的な選択による介護サービス利用料		なし	あり
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
名称			
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	サービス提供を開始した月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却(%)			
償却年月数			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況			
なし	あり	(「あり」の場合、その内容)	
④その他に要する一時金		なし	あり
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
名称			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況			
なし	あり	(「あり」の場合、その内容)	
⑤一時金に対する留意事項等			
なし	あり	(「あり」の場合、その内容)	

(3)介護保険給付以外のサービスに要する費用				
①月額の場合の利用料の額				
管理費	なし	あり	65,560円(非課税)	
(「あり」の場合、その使途) 共用施設の維持管理費、水光熱費、その他共同の益に供する全ての費用				
食費	なし	あり	69,300円(うち消費税等6,300円)	
(「あり」の場合、その内容) [食費内訳] ・食 材 費:28,050円(うち消費税等2,550円) ・厨房管理費:41,250円(うち消費税等3,750円) ※3日前までにお申し出いただければ、欠食時には一食あたり次のとおり返金いたします。 ・朝食 210円(うち消費税等19円) ・昼食 348円(うち消費税等31円) ・夕食 377円(うち消費税等34円) ※厨房管理費は、食事部門人件費・管理費、設備・備品代に充当する為欠食があっても返金されません。 ※当ホームでは食事サービス費については全て軽減税率の対象外となります。				
光熱水費	なし	あり	円	
利用者の個別的な選択による介護サービス利用料				
人員配置が手厚い場合の介護サービス		なし	あり	
(「あり」の場合、その内容及び利用料)				
「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠				
		なし	あり	
個別的な選択による介護サービス		なし	あり	
(「あり」の場合、その内容及び利用料) 別紙:介護サービス一覧表参照 運営に支障がある場合など対応できないこともあります。				
家賃	なし	あり	介護室(要支援・要介護者を対象):105,000円 自立室(自立者を対象):135,000円 (非課税)	
その他に必要な月額利用料		なし	あり	
(「あり」の場合、その内容及び利用料) 別紙:生活サポート提供表参照 [生活サポート費](全プラン共通) 88,000円(うち消費税等8,000円) 自立(介護保険給付対象外)のお客様のみにかかる費用です。入居後、介護保険の要介護又は要支援認定において「非該当」(自立)と認定されたお客様にもご負担いただきます。「介護サービス等の一覧表」に基づくサービスを提供するための人件費。				
②その他、一時金及び利用料以外に必要な利用料		なし	あり	
(「あり」の場合、その内容及び利用料) 介護用品費や理美容費等の個人に関わる費用や医療費、医師の往診等は別途実費ご負担いただきます。その他、別紙「介護サービス等一覧表」に記載の料金を受領いたします。				

添付書類： 「重要事項説明書別紙（介護サービス等の一覧表・生活サポート提供表）」

ニチイ学館は、有料老人ホーム重要事項説明書に基づいて、重要事項の説明を行いました。本書
交付を証するため、本書を2通作成し、ニチイ学館、お客様（またはその代理人）は、記名捺印の
上、各1通を保管するものとします。

説明年月日： 年 月 日

ニチイ学館	所在地	東京都千代田区神田駿河台 4-6
	事業者名	株式会社ニチイ学館
	代表者	代表取締役 中川 創太
	事業所名	ニチイケアセンター神戸摩耶

説 明 者 _____ 印

私は、有料老人ホーム重要事項説明書に基づいて、重要事項の説明を受け、その説明を受けた内
容について同意のうえ、交付を受けました。

お客様 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____
(ご入居者との続柄：)

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____
(ご入居者との続柄：)

氏 名 _____ 印

立会人 ☐ または署名代行人 ☐ (該当するものにチェック)

住 所 _____

氏 名 _____